

たつの市姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、姫新線駅周辺に人の流れや賑わいを生み出す地域主体の事業を実施する者に対し、兵庫県と協調して、予算の範囲内でたつの市姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、駅周辺の活力や魅力の向上を図り、もって姫新線の利用推進に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 兵庫県JRローカル線駅周辺活性化モデル事業（以下「県モデル事業」という。）の交付決定を受けている者のうち播磨新宮駅、千本駅及び西栗栖駅の駅周辺で事業を実施しているもの
- (2) たつの市暴力団の排除に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、県モデル事業の交付決定を受けた経費とし、兵庫県JRローカル線駅周辺活性化モデル事業審査会（以下「県審査会」という。）の承認以後に、発注が行われている経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、県モデル事業の交付決定を受けた額と同額とする。

(交付申請)

第5条 県審査会で承認を得た申請者は、姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 姫新線駅周辺活性化モデル事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 兵庫県JRローカル線駅周辺活性化モデル事業補助金交付決定通知書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知する。

(補助事業の変更等)

第7条 前条の規定により、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、

やむを得ない事情により、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を変更し、又は中止しようとするときは、姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金変更交付申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 姫新線駅周辺活性化モデル事業変更計画書（様式第7号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 兵庫県JRローカル線駅周辺活性化モデル事業補助金変更交付決定通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該申請に係る変更が適当であると認めたときは、補助金の交付の変更を決定し、姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により、当該交付決定者に通知する。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、姫新線駅周辺活性化モデル事業補助事業実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、補助事業完了後30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 姫新線駅周辺活性化モデル事業実績報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、当該報告が適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付額確定通知書（様式第12号）により通知する。

（補助金の交付等）

第10条 市長は、前条に規定する補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金の交付について概算払いをすることができる。

3 市長は、前項の規定により概算払いをする場合は、交付決定者から提出される姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金概算払請求書（様式第14号）により補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容に違反したとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により、交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金返還命令書（様式第16号）により、期限を定めその返還を命じるものとする。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

たつの市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

（個人にあつては氏名）

電話番号 （ ）

姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付申請書

たつの市姫新線駅周辺活性化モデル事業の交付を受けたいので、たつの市姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の内容及び経費区分（別記）
- 2 事業の着手予定年月日 年 月 日
事業の完了予定年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - （1） 姫新線駅周辺活性化モデル事業計画書（様式第2号）
 - （2） 収支予算書（様式第3号）
 - （3） 誓約書（様式第4号）
 - （4） 兵庫県JRローカル線駅周辺活性化モデル事業交付決定通知書の写し
 - （5） その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

姫新線駅周辺活性化モデル事業計画書

取組項目	実施時期	取組内容	経費
			円

様式第3号（第5条、第7条関係）

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
市補助金	円	
県補助金		
自己資金		
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

様式第4号（第5条関係）

誓約書

年 月 日

たつの市長 様

団体名
代表者名
（個人にあつては氏名）

たつの市暴力団の排除に関する条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、誓約事項に関し、市が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

- 1 条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- 2 市長が、上記1を確認するため、必要な事項をたつの警察に照会すること及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用することについて、異議を述べないこと。

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

たつの市長



姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、たつの市姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付要綱第6条の規定により、交付することを決定したので通知します。

記

1 取組内容

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

3 補助金の交付条件

- (1) 交付決定者は、たつの市姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- (2) 虚偽の申請など、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが発覚したときは、交付決定者に対し、交付した補助金の返還を求めます。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

たつの市長 様

住 所
団 体 名
代表者名
（個人にあつては氏名）
電話番号 （ ）

姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けたたつの市姫新線
駅周辺活性化モデル事業補助金について、下記のとおりその内容等を変更したいので、
たつの市姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により関
係書類を添えて申請します。

記

1 事業の着手予定年月日 年 月 日
事業の完了予定年月日 年 月 日

2 変更理由

3 変更内容

4 添付書類

(1) 姫新線駅周辺活性化モデル事業変更計画書（様式第7号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

※補助金の額を変更する場合は、変更前の額を上段に（ ）書で記入し、変
更後の額をその下段に記入すること。

(3) 兵庫県JRローカル線駅周辺活性化モデル事業変更交付決定通知書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第7条関係）

姫新線駅周辺活性化モデル事業変更計画書

取組項目	実施時期	取組内容	経 費
			円

※提出済みの「姫新線駅周辺活性化モデル事業計画書」を基礎とし、変更箇所を下線を付すこと。

第 号
年 月 日

様

たつの市長



姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあったたつの市姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金については、たつの市姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、交付することを変更決定したので通知します。

記

- 1 取組内容
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円（変更前）
	円（変更後）
補助対象経費	円（変更前）
	円（変更後）
補助金の額	円（変更前）
	円（変更後）
- 3 補助金の交付条件
 - (1) 交付決定者は、たつの市姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付要綱に従わなければならない。
 - (2) 虚偽の申請など、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが発覚したときは、交付決定団体に対し、交付した補助金の返還を求めます。

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

たつの市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

（個人にあつては氏名）

電話番号 （ ）

姫新線駅周辺活性化モデル事業補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けたたつの市姫新線駅
周辺活性化モデル事業について、下記のとおり実施したので、たつの市姫新線駅周辺
活性化モデル事業補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を報告します。

記

1 取組内容

2 事業の着手年月日 年 月 日
事業の完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 姫新線駅周辺活性化モデル事業実績報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第8条関係）

姫新線駅周辺活性化モデル事業実績報告書

取組項目	実施時期	取組内容	経費
			円

事業実施による成果

様式第11号（第8条関係）

収支決算書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
市補助金	円	
県補助金		
自己資金		
計		

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
	円	
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

様式第12号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

たつの市長



姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったたつの市姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金の交付については、たつの市姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付要綱第9条の規定により、交付することを確定したので通知します。

記

確定額 円

様式第13号（第10条関係）

年 月 日

たつの市長 様

住 所
団 体 名
代表者名
（個人にあつては氏名）
電話番号 （ ）

姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により、交付確定を受けたたつの市姫新線
駅周辺活性化モデル事業補助金について、たつの市姫新線駅周辺活性化モデル事業補
助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 振込先指定口座

金融機関名	銀行・信用組合 信用金庫・農協	金融機関 コード				
店舗名	本店・支店 出張所	店舗コ ード				
口座番号		口座種類	普通 ・ 当座			
フリガナ						
口座名義人						

様式第14号（第10条関係）

年 月 日

たつの市長 様

住 所
団 体 名
代表者名
（個人にあつては氏名）
電話番号 （ ）

姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金概算払交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けたたつの市姫新線駅
周辺活性化モデル事業補助金について、たつの市姫新線駅周辺活性化モデル事業補助
金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり概算請求します。

記

- 1 概算請求額 円
（補助金交付決定額 円）
2 振込先指定口座

金融機関名	銀行・信用組合 信用金庫・農協	金融機関 コード				
店舗名	本店・支店 出張所	店舗コ ード				
口座番号		口座種類	普通 ・ 当座			
フリガナ						
口座名義人						

様式第15号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

たつの市長



姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したたつの市姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金については、下記のとおり交付決定を取り消したので、たつの市姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

取消理由

様式第16号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

たつの市長



姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定し、年 月 日交付した補助金について、たつの市姫新線駅周辺活性化モデル事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

返還金等

返還を命じる補助金の額	円
返 還 期 限	年 月 日